閲 覧 補 足 説 明 書

産業部農地整備課

１．契約工期について

契約工期は、契約締結の翌日から令和９年３月３１日まででありますが、実質的な工期は、令和９年５月末頃までを想定しています。

なお、本工事の繰越については、阿南市議会（令和９年３月定例会）の議決等が必要であるため、議決後に工期延伸の変更契約の締結を予定しています。

２．設計図書の質疑及び回答について

(1)設計図書に関する質疑は、書面（FAX・メール）のみを受付します。

(2)提出後に、提出した旨を農地整備課まで電話連絡をお願いします。

(3)質疑書の提出は、令和８年１１月２７日（金）１７時に締め切ります。

＜提出先及び連絡先＞

産業部農地整備課　　住　所：阿南市富岡町トノ町１２番地３

連絡先：0884-22-1599

F A X：0884-22-1282

メール：kouchi@anan.i-tokushima.jp

(4)質疑書に対する回答を記載した書面を次の通り供覧に付します。(質疑があった場合のみ)

①閲覧期間：令和８年１２月２日（水）から閲覧期間終了まで

②閲覧場所：阿南市ホームページに掲載